		二　一部の事務所における業務の縮小 ホ　一部の従たる事務所の廃止 ヘ　法第五十三条第一項及び第二項の規定により行う業務に付随する同条第三項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第六項の規定により行う業務又は第五十四条第一項から第三項までの規定により行う業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第五項の規定により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 ト　その他金融庁長官が必要と認める措置
レバレッジ第二区分の二	単体レバレッジ比率が〇パーセント以上〇・七五パーセント未満である場合	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は金庫の事業の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令
レバレッジ第三区分	単体レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	業務の全部又は一部の停止の命令

2　銀行法第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第五条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおり（第二号及び第三号に掲げる区分にあっては、次項に規定する海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に係るものに限る。）とする。

一　第十二項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分		命令
		［略］
信用金庫及びその子会社等又は海外拠点を有しない信用金庫連合会及びその子会社等	海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会社等	

2　銀行法第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第五条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおり（第二号に掲げる区分にあっては、次項に規定する海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に係るものに限る。）とする。

一　第十一項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分		命令
		［同上］
信用金庫及びその子会社等又は海外拠点を有しない信用金庫連合会及びその子会社等	海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会社等	